

○矢祭町読書活動の推進に関する規則

(令和3年12月10日規則第16号)

(目的)

第1条 この規則は、矢祭町読書活動の推進に関する条例第3条の規定に基づき、町の読書活動に関する推進についての具体的な取り組みについて必要な事項を定めることを目的とする。

(読書活動の具体的な取り組み)

第2条 町は、読書を基盤とした豊かな人づくり及び町づくりを推進するために別表第1により、矢祭もったいない図書館を拠点とした町民の読書活動の推進を図るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

具体的な取り組み
1 読書の推進について (1) 読書集会・講演会の実施に関すること (2) 研修会の開催に関すること ①先進地の視察研修 ②読書活動に関する研修 (3) 町内への情報提供に関すること ①広報宣伝のチラシ作成 ②町広報誌の広報活用 (4) 町外への情報発信に関すること ①町HP等の情報通信による広報 ②町外からの意見収集 (5) 読書通帳の推進 ①読書通帳(様式第1号(第3条関係)) (6) その他読書活動推進に関すること ①読書に関するコンテストの実施 ②読み聞かせ講座の実施 ③読書ボランティアの育成 ④移動図書館の運行
2 幼児の読書推進について (1) ブックスタートに関すること (2) 読み聞かせに関すること (3) 幼児の読書環境の整備に関すること (4) その他幼児の読書推進に関すること

<p>3 児童及び生徒の読書推進について</p> <p>(1) 「朝読（あさどく）・家読（うちどく）」の推進に関すること</p> <p>(2) 児童生徒の読書環境整備に関すること</p> <p>①図書館の活用指導</p> <p>(3) 読書に関わる組織の構築と活動の推進に関すること</p> <p>①読書に関わる小・中・高児童生徒の横断的な組織の設立と活動の充実</p> <p>(4) その他児童生徒の読書推進に関すること</p> <p>①アンケート調査の実施</p> <p>②読み聞かせの実施</p>
<p>4 地域の読書推進について</p> <p>(1) 地域の読書活動の推進に関すること</p> <p>①読み聞かせ講座の実施</p> <p>②町内公民館等におけるもったいない文庫の充実</p> <p>③町内事業所との連携</p> <p>(2) 地域読書ボランティアの育成に関すること</p>

様式第1（第3条関係）

読書通帳

[別紙参照]